

地域社会雇用創造事業 第1回選定・評価委員会

平成22年3月1日(月) 8:30 ~ 9:30 1214共用会議室

【議事】

< 開会 >

1. 座長選出
2. 「地域社会雇用創造事業」の今後の進め方(案)
- 事業主体の選定方法について -
3. 事業主体の書面審査・採点について
4. その他(本事業の執行について等)

< 閉会 >

地域社会雇用創造事業「選定・評価委員会」 設置要綱

1. 趣旨

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日)の一環として行う「地域社会雇用創造事業」の適正かつ円滑な実施を確保するため、事業者の選定及び事業実施状況の評価等を行う主体として、内閣府に、民間有識者から構成される「評価・審査委員会」を設置する。

2. 活動内容

評価・審査委員会(以下「委員会」という。)は、会議の定期的な開催等を通じ、以下の活動を行う。

- (1) 委員会は、地域社会雇用創造事業の開始に当たり、「地域社会雇用創造事業交付金」の交付先(事業者)の選定を行う。
なお、事業全体の効率的・効果的な実施のため、当該選定に当たっては、必要に応じ、各事業者間の事業内容の調整等を行う。
- (2) 委員会は、事業実施期間全体を通じ、定期的に各事業者からの報告を受け、各事業及び事業全体の実施状況を適切に把握するとともに、これらに対し専門的見地からの評価・助言・調整等を行う。
具体的には、事業の開始・変更・終了に当たり、各事業者から提出される事業計画書・変更書・実績報告書等の確認を行うとともに、事業の中止又は廃止については、その承認を行う。

3. 構成・運営

- (1) 委員会は別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 座長は、委員の互選とする。
- (3) 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4. その他

- (1) 会議の終了後、配布資料、議事概要を公開する。
- (2) 委員会の事務は、内閣府政策統括官(経済財政運営担当)において処理する。
- (3) 委員の任期は、平成22年3月1日～平成24年3月31日とする。

選定・評価委員会 委員

神田 秀樹 東京大学大学院法学政治学研究科教授

寺脇 研 京都造形芸術大学芸術学部教授

友永 道子 日本公認会計士協会副会長

新浪 剛史 株式会社ローソン代表取締役社長

樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授